

原付バイク等(日立市ナンバー)の届出について



【令和7年度版】
日立市 市民税課

原動機付自転車・小型特殊自動車の取得や、申告事項等に変更があった場合は 15 日以内、原動機付自転車・小型特殊自動車を廃車または譲渡した場合は 30 日以内に、市民税課または各支所（休日開庁日は除く）に届出をしてください。

申告手続き内容に不備不足がなければ、標識(ナンバープレート)は即日交付できます。

届出の種類／申告書	持ってくるもの		備 考
新規登録 ／ 新規申告	販売店より 新規購入	販売証明書	⇒転入前市区町村で未廃車でも、当該車両の 標識交付証明書の提示と旧ナンバープレートの回 収ができる場合は、新規登録できます。
	譲受け	譲渡証明書 / 廃車申告受付書	
	転入	転入前市区町村の廃車申告受付書 (旧ナンバープレートを廃車したもの)	
名義変更 ／ 廃車申告 及び 新規申告	ナンバープレート 継続	(1) 当該車両の標識交付証明書 (2) 譲渡証明書	⇒ナンバープレートはそのままで名義のみ変更する 手続きです。
	ナンバープレート 変更	(1) ナンバープレート (2) 当該車両の標識交付証明書 (3) 譲渡証明書	⇒新たなナンバープレートの交付を受けて名義変更 する手続きです。
	未廃車のま ま転入また は譲受け	(1) 旧ナンバープレート (2) 当該車両の標識交付証明書	⇒以前の市区町村で未廃車でも、当該車両の 標識交付証明書の提示と旧ナンバープレートの回 収ができる場合は、名義変更できます。
車体変更 ／ 新規申告	車両入替	(1) 旧車両の標識交付証明書 (2) 新車両取得を証明するもの [販売証明書・譲渡証明書など]	⇒ナンバープレートを変えずに登録の車両車体を変 更する手続きです。(手続きができるのは登 録車両区分が同一の場合のみ)
廃車や 登録抹消 ／ 廃車申告	廃棄、譲渡、 盗難、紛失、 転出	(1) ナンバープレート (2) 標識交付証明書 (又は納税通知書兼領収書)	⇒盗難に遭った場合は、最寄りの警察署に盗 難届を提出し、提出日付・受理番号を控えて きてください。 ⇒ナンバープレートが返納できない場合は、標識返 納弁償金(200 円)を要します。
	※転出先で 抹消	※転出先市区町村で新規登録する場合に日立 市の登録を抹消できる場合があります。	⇒詳細は転出先の市区町村役場へ お問い合わせください。

※ 上記のほか、必要に応じてその他の書類等を提出していただく場合があります。

また、届出人の身分証を確認させていただきます。(申告書の記載事項で、該当者の【現住所・氏名・生年月
日・電話番号】、車両の【車名・車台番号・総排気量または定格出力】は必須事項です。)

※ 正当な理由がなく届出がない場合には、過料(10 万円以下)を科する場合があります。《日立市市税条例第 88 条》

※ 新規申告書及び廃車申告書は、市民税課・各支所窓口に備えてありますが、
日立市ホームページからダウンロードすることもできます。

検索 [日立市 軽自動車の申告](https://www.city.hitachi.lg.jp/)

[<https://www.city.hitachi.lg.jp/>]

« 軽自動車税(種別割)について »

毎年4月1日の登録状況（日立市内に主たる定置場がある軽自動車等を所有）によって軽自動車税種別割（年
税額）が課税となり、5月上旬に納税通知書が送付されます。

廃車等の手続きが4月2日以降に完了した場合、その年度の軽自動車税種別割は納めていただくことになります。
納税通知書が届いたら内容をよく確認して納税してください。

なお、月割り課税（還付制度）はありません。

■ 原動機付自転車（日立市ナンバー）、小型特殊自動車（日立市ナンバー）、軽二輪等（水戸ナンバー）

ナンバー	車種区分			税率（年税額）		
日立市	原動機付自転車	第一種 一般原付及び特定小型原付 総排気量 50cc 以下または定格出力 0.6kw 以下				
		第一種 新基準原付 【R7.4.1 施行】 総排気量 125cc 以下かつ最高出力 4.0kw 以下				
		第二種 乙 総排気量 90cc 以下または定格出力 0.8kw 以下				
		第二種 甲 総排気量 125cc 以下または定格出力 1.0kw 以下				
		ミニカー、三輪以上のもの（総排気量 20cc 超 50cc 以下）				
	小型特殊自動車	農耕作業用 (トラクター等)	二輪のもの			
			四輪	総排気量 1,000cc 以下		
		総排気量 1,000cc 超				
水戸	特殊作業用（フォークリフト等）		5,900 円			
	二輪の軽自動車	軽自二輪 総排気量 125cc 超 250cc 以下のバイク				
	二輪の小型自動車	総排気量 250cc 超のバイク				

※ 市役所では日立市ナンバーの車両（原動機付自転車と小型特殊自動車）のみ登録を扱っています。

■ 三輪、四輪の軽自動車（水戸ナンバー）

車種区分			税率（年税額）		
			旧税率（ア）	新税率（イ）	重課税率（ウ）
軽自動車	三輪		3,100 円		4,600 円
			自家用	7,200 円	12,900 円
	四輪	乗用	5,500 円		8,200 円
			自家用	4,000 円	6,000 円
	四輪	貨物用	3,000 円		4,500 円
			営業用	3,800 円	

（ア）平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査をした車両

（イ）平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けたものから新税率が適用されます。

（ウ）最初の新規検査から 13 年を経過した軽自動車について、重課が導入されます。（平成 24 年 3 月 31 日以前の登録車両）ただし、電気自動車や被けん引車は重課の対象から除きます。

○ 三輪、四輪の軽自動車のグリーン化特例について

税制改正でのグリーン化特例の導入により、令和 6 年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽三・四輪等について、燃費性能に応じて下表のとおり令和 7 年度課税分のみ軽減された税率となります。

車種区分			税率（年税額）			(a) 電気自動車・天然ガス自動車（平成 21 年排出ガス 10% 低減）	
			75% 軽課（a）	50% 軽課（b）	25% 軽課（c）		
軽自動車	三輪		1,000 円			(b) 乗用（営業用）：令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 90% 達成車	
			自家用	2,700 円	適用なし		
	四輪	乗用	1,800 円				
			自家用	3,500 円	5,200 円		
	四輪	貨物用	1,300 円				
			自家用	1,000 円	適用なし		

※ (b)、(c) については、平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成（★★★★★）かつ揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする営業用乗用車に限ります。

※ 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証（車検証）の備考欄に記載されています。



届け出手続き等のお問合せ先（手続きに必要な書類等は直接問い合わせてご確認ください）

- ➡ 原付バイク等は、 日立市役所 市民税課諸税係 TEL 0294-22-3111【内線 238】
- ➡ 125cc 超のバイクは、 関東運輸局 茨城運輸支局 TEL 050-5540-2017
- ➡ 三、四輪の軽自動車は、 軽自動車検査協会 茨城事務所 TEL 050-3816-3105



各関連サイトリンク先↑